

平成22年4月20日
第4回海洋開発特別講演会
「海洋基本法時代の海洋開発の推
進」

『最近の海洋政策の展開』

内閣官房総合海洋政策本部事務局長
内閣審議官

井 手 憲 文

我が国の海洋 をめぐる状況

国土面積

約38万km²(世界第61位)

領海・排他的経済水域の面積

約447万km²(世界第6位)

国土面積の約12倍

離島の数

6,847島

(北海道、本州、四国、九州、
沖縄本島の主要5島以外の島
によって広大な面積が確保さ
れている)

海岸線延長

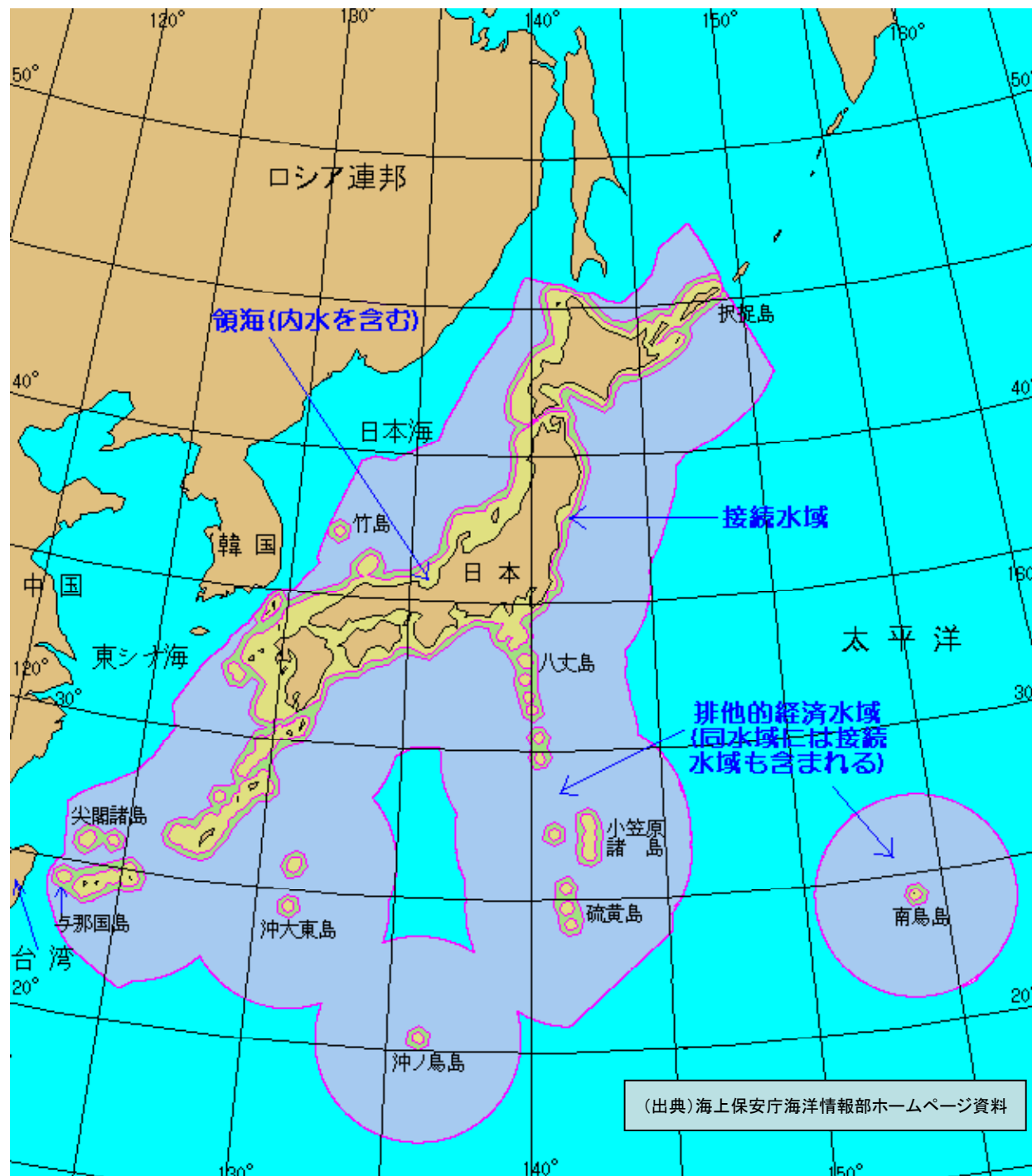
約3.5万km(世界第6位)

輸出入取扱貨物量の海上輸 送依存度(平成19年)

99%以上

漁獲量(平成19年)

約572万トン(世界第5位)



海洋基本法の概要

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

海洋基本法の成立(平成19年4月20日)、施行(同7月20日)

基本理念

- | | |
|------------------------|-------------|
| ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 | ②海洋の安全の確保 |
| ③科学的知見の充実 | ④海洋産業の健全な発展 |
| ⑤海洋の総合的管理 | ⑥国際的協調 |

基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解の増進等

海洋政策の推進体制

国

- **総合海洋政策本部**の設置
(本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、海洋政策担当大臣)
 - ・ 有識者からなる参与会議の設置(10名)
 - ・ 事務局の設置
- **海洋基本計画**の策定(平成20年3月)



地方公共団体

各区域の自然的社会的条件
に応じた施策の策定、実施

事業者

基本理念に則った事業活動、
国・地方公共団体への協力

国民

海洋の恵沢の認識、
国・地方公共団体への協力

海洋基本計画の概要

計画期間：5カ年間
(5年後(平成24年度)を見通して策定)

目指すべき
政策目標

- 目標1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦
- 目標2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり
- 目標3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

第1部 基本的な方針

① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

水産資源の回復、エネルギー・鉱物資源の技術開発プログラムの策定等が必要



サンゴと魚たち
出典：水産庁HP

② 海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備と体制強化、海上交通の安全確保、自然災害の脅威への対応強化等が必要



タンカー火災事故
出典：海上保安庁HP

③ 科学的知見の充実

海洋に関する調査・研究体制の整備、人材の育成・確保、研究開発の戦略的推進等が必要



しんかい6500
出典：(独)海洋研究開発機構HP

④ 海洋産業の健全な発展

海洋産業の国際競争力や経営基盤の強化、新産業創出の促進等が必要



コンテナ船
出典：国土交通省港湾局HP

⑤ 海洋の総合的管理

海洋の様々な特性を総合的に検討する視点を持って、国際海洋秩序の形成、EEZ等の適切な管理等に取り組むことが必要



総合海洋政策本部参与会議の様子
出典：総合海洋政策本部HP

⑥ 海洋に関する国際的協調

海洋秩序の形成・発展に先導的役割を果たすとともに、国際司法機関の活用・支援、国際連携・協力の積極的推進等が必要



国連会議の様子
出典：国連広報センターHP

第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

① 海洋資源の開発及び利用の推進

水産資源の管理措置の充実、取締り強化等。エネルギー・鉱物資源の商業化に向け資源調査等を推進。

② 海洋環境の保全等

海洋保護区のあり方の明確化と設定、水環境の改善、漂流・漂着ゴミ対策、地球環境保全への貢献。

③ 排他的経済水域等の開発等の推進

大陸棚限界設定の努力。科学的調査等の制度整備を含む検討・措置。エネルギー・鉱物資源開発計画。

④ 海上輸送の確保

外航海運業の国際競争条件整備、船員等の育成・確保のための環境整備、海上輸送拠点の整備。

⑤ 海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備、体制強化、海上交通の安全確保、自然災害への対応強化等を推進。

⑥ 海洋調査の推進

海洋管理に必要な海洋調査の実施、海洋情報の一元的管理・提供・蓄積体制の整備。

⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

研究開発の推進、船舶等の施設設備や人材等の基盤整備及び関係機関の連携強化。

⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

経営体質の強化、技術力の維持等による競争力の強化、海洋バイオマス等新技術の開発・導入。

⑨ 沿岸域の総合的管理

総合的な土砂管理等の陸域と一体の施策、適正な利用関係の構築、管理のあり方の明確化等の推進。

⑩ 離島の保全等

離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。

⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

周辺海域の秩序、国際約束の策定等に対応。国際的取組への参画、諸分野での国際協力を推進。

⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

海の日における表彰等の行事の推進、学校教育及び社会教育の充実、人材の育成。

我が国の経済社会の健全な発展
及び国民生活の安定向上

海洋と人類の共生への貢献

第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表

海洋基本計画における主な海洋施策とその実施状況

- (1) 我が国における海洋保護区の設定の推進
- (2) 大陸棚延長のための対策の推進
- (3) 外国船による科学的調査・資源探査への対応
- (4) エネルギー・鉱物資源の計画的開発
- (5) 安定的な国際海上輸送の確保
- (6) 海洋の安全に関する制度の整備
- (7) 排他的経済水域等での一体的な調査の推進
- (8) 海洋に関する情報の一元的管理・提供
- (9) 海洋に関する研究開発の推進
- (10) 沿岸域の総合的な管理
- (11) 海洋管理のための離島の保全・管理

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進

生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用に資するため、海洋保護区について、我が国におけるあり方を明確化するとともに、その適切な設定を推進する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【海洋保護区(MPA: Marine Protected Area)とは】

動植物相等を含む海域で、法律等により保護されている区域。
Marine Park(海中公園)、Marine Reserve(海洋保護区)などの名称を使用している国もあり、定義や用途は異なっている。

→国際的に統一された具体的な概念はない

環境保全に関する国際動向

- ・ 国連環境開発会議(1992年)
- ・ 生物多様性条約(1992年)
- ・ ヨハネスブルグサミット(2002年)
- 等

→生態系管理手法としてのMPAへの期待が高まる

豪州、米国等では、
国内法に基づくMPAを
それぞれ独自に設定

環境保全に関する国内動向

我が国の周辺海域(特に沿岸域)においては、**環境の悪化、生態系かく乱の懸念、水産資源の減少等が問題化**

→海洋の持続可能な利用の危機

我が国における
海洋保護区に
ついての、

①設定目的の
明確化

②海域利用実態
を踏まえたあり方
の明確化

海洋保護区を
適切に設定

「日本型」
海洋保護区
についての
国際的理解
の醸成

海洋基本計画における記述

第2部2(1)

生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つの手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。

現在までの取組状況

- 平成20年度において、海洋保護区(MPA)に関する国際動向(国際会議における議論、諸外国におけるMPAのあり方等)、海域における生物多様性の確保に係る現状等についての調査を実施するとともに、平成21年7月に関係府省による検討会を設置
- 今後は、
 - ①関係府省が所管する海域の保護に関する諸制度と上記調査結果等を踏まえた、我が国におけるMPAについての論点整理とあり方の明確化(21～22年度)、
 - ②MPAの設定の推進(23～24年度)等に取り組む予定

2. 大陸棚延長のための対策の推進

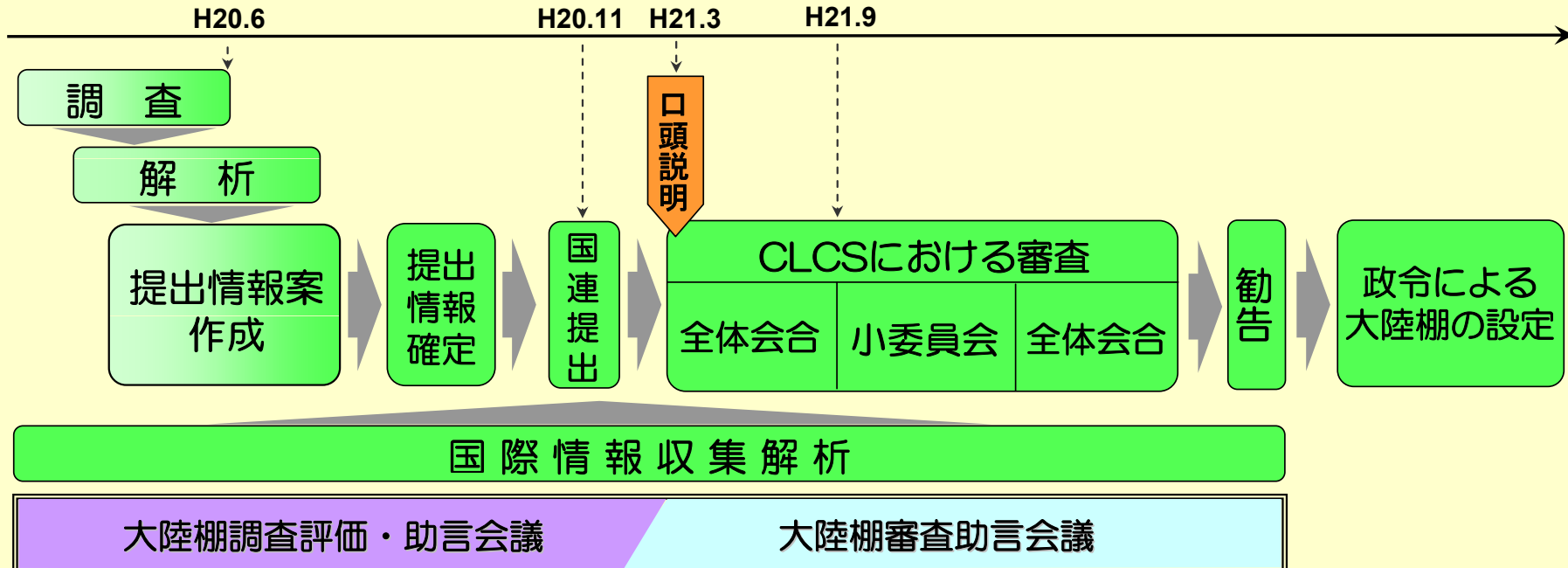
我が国の大陸棚延長に関する申請資料を、平成20年11月に国連の「大陸棚の限界に関する委員会」に提出し、平成21年3月に口頭説明を実施した。同年9月には我が国の申請を審査する小委員会が設置され、本格的な審査が開始された。引き続き、当該審査への対応等を行う。

(外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省 等)

国連海洋法条約



- ☆ 沿岸国の200海里までの海底等を「大陸棚」と規定するとともに、地形・地質的条件によっては200海里を超えて大陸棚を設定可能。
- ☆ 地形・地質データ等を含む大陸棚の限界に関する情報を、「大陸棚の限界に関する委員会」(CLCS)に提出し、その勧告に基づいて大陸棚の限界を設定することが必要。



海洋基本計画における記述

第2部3(1)

大陸棚は国連海洋法条約に基づき200海里以遠に延長しうることを踏まえ、その地形、地質等に係る調査を実施し、「大陸棚の限界に関する委員会」に延長に関する情報を平成21年5月までに提出するとともに、同委員会での我が国大陸棚の限界に関する審査に万全の対応を行う等、大陸棚の限界が適切に設定されるよう最大限の努力を払う。

現在までの取組状況

- 平成20年6月、大陸棚調査を完了
- 同年10月、総合海洋政策本部会合において、我が国の大陸棚の限界を決定し、同年11月、この大陸棚の限界に関する申請文書を「大陸棚の限界に関する委員会」に提出
- 同委員会での審査への対応については、内閣官房の総合調整の下、外務省が中心となり、文部科学省、経済産業省及び国土交通省が連携して実施していくこととなっている
- 平成21年3月、「大陸棚の限界に関する委員会」に対し、我が国の申請内容について口頭説明を実施
- 同年9月、我が国の申請を審査する小委員会が設置され、本格的な審査が開始

3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応

排他的経済水域等における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。
(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等)

現状及び問題点

- 我が国は、外国船による海洋の科学的調査について、同意手続に関する法律を制定しておらず(日中間では「相互事前通報の枠組み」が存在)、ガイドラインにより対応。
- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査について、同意手続の不履行、同意条件の逸脱(資源探査と思われる行為を含む。)等の事例が発生。



外国海洋調査船

- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査で生じている問題解決のため、近隣国同様、科学的調査・資源探査を規制するための法律を制定すべきとの指摘あり。

対

海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定し、諸課題について検討。

留意点

科学的調査等を規制する場合

- ・ 我が国と相手国との主張が重複する海域が存在することに起因する問題や、暫定的な枠組みへの影響を考慮すべき
- ・ 外交交渉の柔軟性を確保すべき(交渉への影響の可能性) 等との指摘あり。

応

海洋基本計画における記述

第2部3(1)

排他的経済水域等における・・・(中略)・・・鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。

現在までの取組状況

- 事務局は関係省庁と連携・協力して、海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定した諸課題について、具体的に検討中

4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発

本年3月に策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の下で排他的経済水域等に賦存する石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床の探査・開発を着実に推進。メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を目指す。（経済産業省 等）

国際的背景

- 資源価格の高騰に伴い、資源産出国において資源ナショナリズムが高揚。

平成20年に入ると
100ドルを超える水準に



我が国の対策

- 資源外交による資源産出国との関係強化に努めて、自らの安定的な資源供給源として排他的経済水域等においてエネルギー・鉱物資源の開発を推進することが重要。

燃焼するメタン
ハイドレート



課題

- 石油・天然ガス：大水深海域等における探査の広域展開。特に三次元物理探査船の十分な活用。
- メタンハイドレート：海洋産出試験段階への移行。
- 海底熱水鉱床：資源量・環境影響の調査。採鉱・金属回収技術の開発。
- 以上は民間企業のみでは実施困難であり、国の主導による本格的な探査・開発が必要。

明確な目標と綿密な計画の下で、着実に推進。

「海洋エネルギー・鉱物資源
開発計画」の策定
(平成21年3月)

【目標】メタンハイドレート
及び海底熱水鉱床につ
いて、今後10年程度を
目途に商業化を実現。

- 目標達成に至るまでの探査・開発の道筋（ロードマップ）
- そのために必要な技術開発
- 国、研究機関及び民間企業が果たすべき役割分担 等

海洋基本計画における記述

第2部3(2)イ

平成20年度中に、関係府省の連携の下、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」を策定する。同計画においては、目標達成に至るまでの探査・開発の道筋とそのために必要な技術開発等について極力具体的に定める。あわせて、これら探査・開発において、国、研究機関及び民間企業が果たすべき役割分担を明示する。

現在までの取組状況

- 以下を内容とする「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を、平成21年3月24日総合海洋政策本部会合で了承し、公表。現在、同計画に基づいて着実に実行
 - メタンハイドレート及び海底熱水鉱床については、約10年後の商業化に向け、探査・技術開発を実施
 - 石油・天然ガスについては、平成30年度までに概ね6.2万km²の三次元物理探査及び基礎試錐を実施し、民間企業による探鉱開発を促進
 - 関係省庁等が連携し、保有する船舶、機器設備、データ等を活用することで効率的な調査・開発を実施

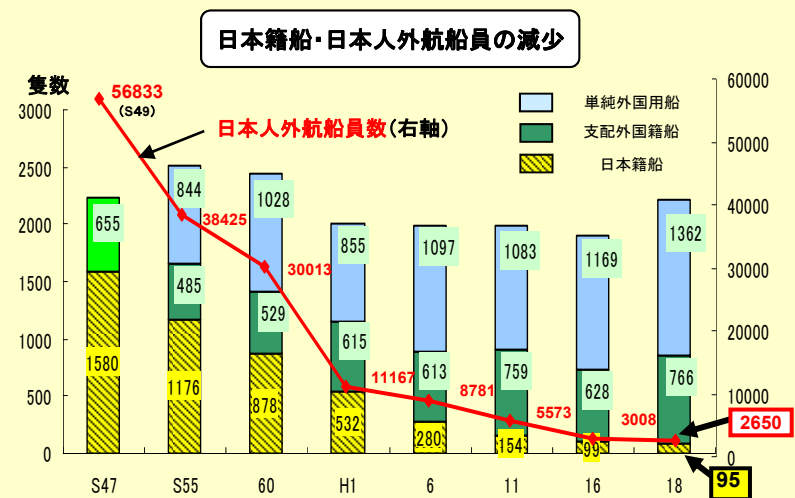
5. 安定的な国際海上輸送の確保

我が国の外航海運業の国際競争力の向上を図るとともに、日本籍船及び日本人船員の確保を図るための施策を講ずる。
(国土交通省等)

我が国の外航海運業の現状

四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済・国民生活を支えるライフラインとして極めて重要。

世界単一市場において国際競争が激化する中、我が国商船隊の核となるべき日本籍船及び日本人外航船員の総数は極端に減少し、憂慮すべき事態。



安定的な国際海上輸送の確保を図るための対策の実施が急務

具体的施策

国際競争条件の均衡化、日本籍船及び日本人船員の確保を図るため、トン数標準税制の創設等を行い、外航日本籍船を平成20年度からの5年間で2倍に、外航日本人船員を10年間で1.5倍に。

海洋基本計画における記述

第2部4(1)

日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対する日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額に基づく所得計算を選択することができる課税の特例(トン数標準税制)の創設に取り組み、日本籍船の数を平成20年度からの5年間で2倍に、日本人外航船員の数を同じく10年間で1.5倍にそれぞれ増加させるための取組を促す。

現在までの取組状況

- 第169回国会において海上運送法及び船員法等を改正し、日本籍船及び日本人船員の計画的増加を図るために必要な課税の特例等を創設
- 改正法に基づき、国土交通大臣が、平成20年7月31日に日本籍船及び日本人船員の確保等のための措置に関する「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」を策定するとともに、日本船舶・船員確保計画の認定申請を行った外航船舶運航事業者10社を平成21年3月24日に認定

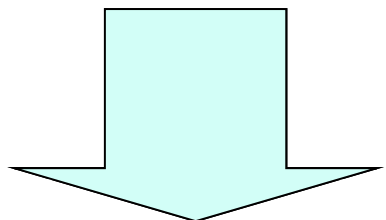
6. 海洋の安全に関する制度の整備

周辺海域における不審船、密輸・密航等の犯罪に関わる船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備を検討し、適切な措置を講じる。

(外務省、国土交通省、防衛省、警察庁 等)

現状及び問題点

- 停留やはいかい等を伴う不審な航行をしている外国船舶により航行の秩序が乱されている。
- 密輸・密入国、工作船等犯罪に関わり得る船舶の侵入や、海賊行為、海上輸送による大量破壊兵器の拡散のおそれ等がある。



海洋基本法の制定
「海洋の安全の確保」は同法の基本理念の一つ。

対応

- 領海等において正当な理由なく停留、はいかい等を行う外国船舶への立入検査・退去命令等を規定する「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が、平成20年の通常国会で成立。
- 海賊に対する取締りについて、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が、平成21年の通常国会で成立。
- その他の法執行体制の整備について、関係省庁と連携・協力し、検討。

海洋基本計画における記述

第2部5(1)ア

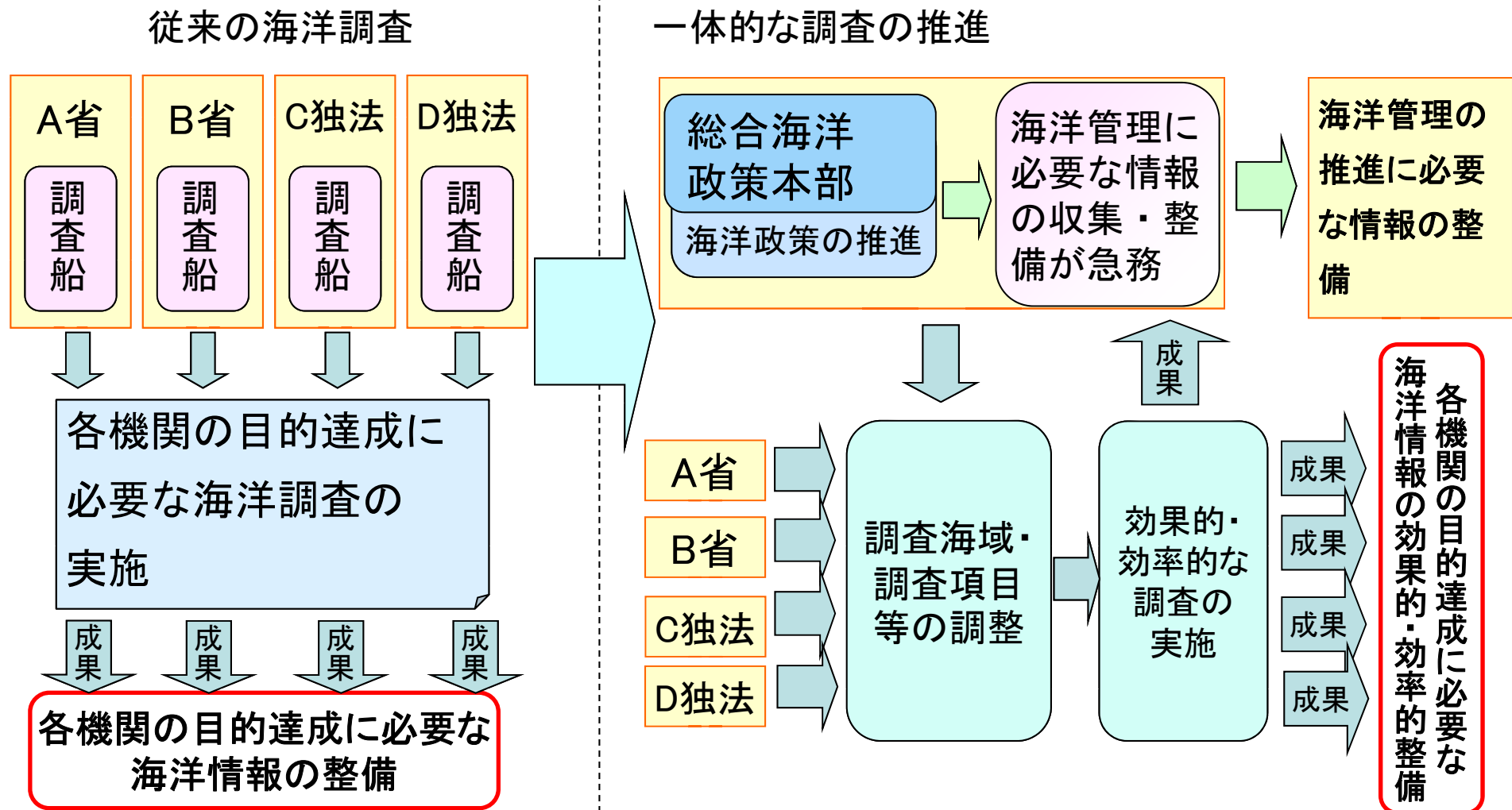
周辺海域における不審船、密輸・密航等の犯罪に関わる船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備を検討し、適切な措置を講じる。・・(中略)・・また、国際法に則し、公海上で海賊行為を抑止し取り締まるための体制の整備を検討し、適切な措置を講じる。

現在までの取組状況

- 第169回国会において、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、安全を確保することを目的とする、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が成立(平成20年7月1日施行)
- 海賊に対する取締りについて、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が、平成21年6月19日に成立(平成21年7月24日施行)
～同法に基づき、海賊対処行動を発令。海上自衛隊の護衛艦・P-3C哨戒機がソマリア沖・アデン湾で船舶の護衛活動及び警戒監視活動を実施中

7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進

各府省等が実施する海洋調査について、効果的・効率的な調査を促進するため、調査海域、調査項目等の調整を行うとともに、海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備を重点的に推進する。
(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等)



海洋基本計画における記述

第2部6(2)

海洋管理に必要な低潮線、海底地形等の基礎情報の収集・整備は必ずしも十分ではない。海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備のため、調査海域、調査項目等の調整を行い、各機関の連携・協力の下、重点的に海洋調査を実施する。

現在までの取組状況

●取組方針は、以下のとおり

- (1) 海底地形に関し、今次海洋基本計画期間中に特に優先して調査すべき海域について、重点的・計画的に実施
- (2) 低潮線に関し、EEZの範囲を決定するために必要な海域に重点を置いた調査の継続、データの更新を促進するための調査方策の充実
- (3) 海洋管理に必要な情報の内容の明確化、関係府省間で調査計画を共有するための連絡会議の設置等による海洋調査の効率的な実施

●上記を踏まえ、以下の取組を実施

- (1) 関係府省により実施している海洋調査について、平成21年度に更なる充実を図るための予算を確保(「我が国周辺の海底地形・地殻構造等の調査」(国土交通省)等)
- (2) 海洋調査に関する計画の共有等を図ることにより海洋調査の的確な実施を図ることを目的とした連絡会議を設置、開催

8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供

政府関係諸機関において保有している海洋に関する情報について、一元的管理・提供する体制を整備し、海洋産業の発展、科学的知見の充実、各機関の効果的・効率的な行政の実現を図る。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省 等)

現状と課題

各機関の目的に応じた海洋情報の
収集、提供

A省

海洋情報

B省

海洋情報

C独法

海洋情報

D独法

海洋情報

民間団体、研究者等のユーザー
「情報が分散していて使いにくい」
「情報収集に時間がかかりすぎる」
「電子化されていない情報が多い」
etc



一元的管理・提供体制の整備

一元的海洋情報管理・提供体制

A省

B省

C独法

D独法

【データセンター機能】
海洋情報の管理・提供・蓄積

E大研究者

F県

G社

協力

○民間団体等による海洋情報利活用向上
○政府諸機関におけるデータ共有化促進
→海洋産業や研究活動の活性化
→効果的・効率的な行政の実現

海洋基本計画における記述

第2部6(3)

各機関に分散している情報について、海洋産業の発展、科学的知見の充実等に資するよう、民間企業、研究機関等に使いやすく提供し、同時に、各機関の海洋調査を効果的に実施するため、情報を一元的に管理・提供する体制を整備する。

現在までの取組状況

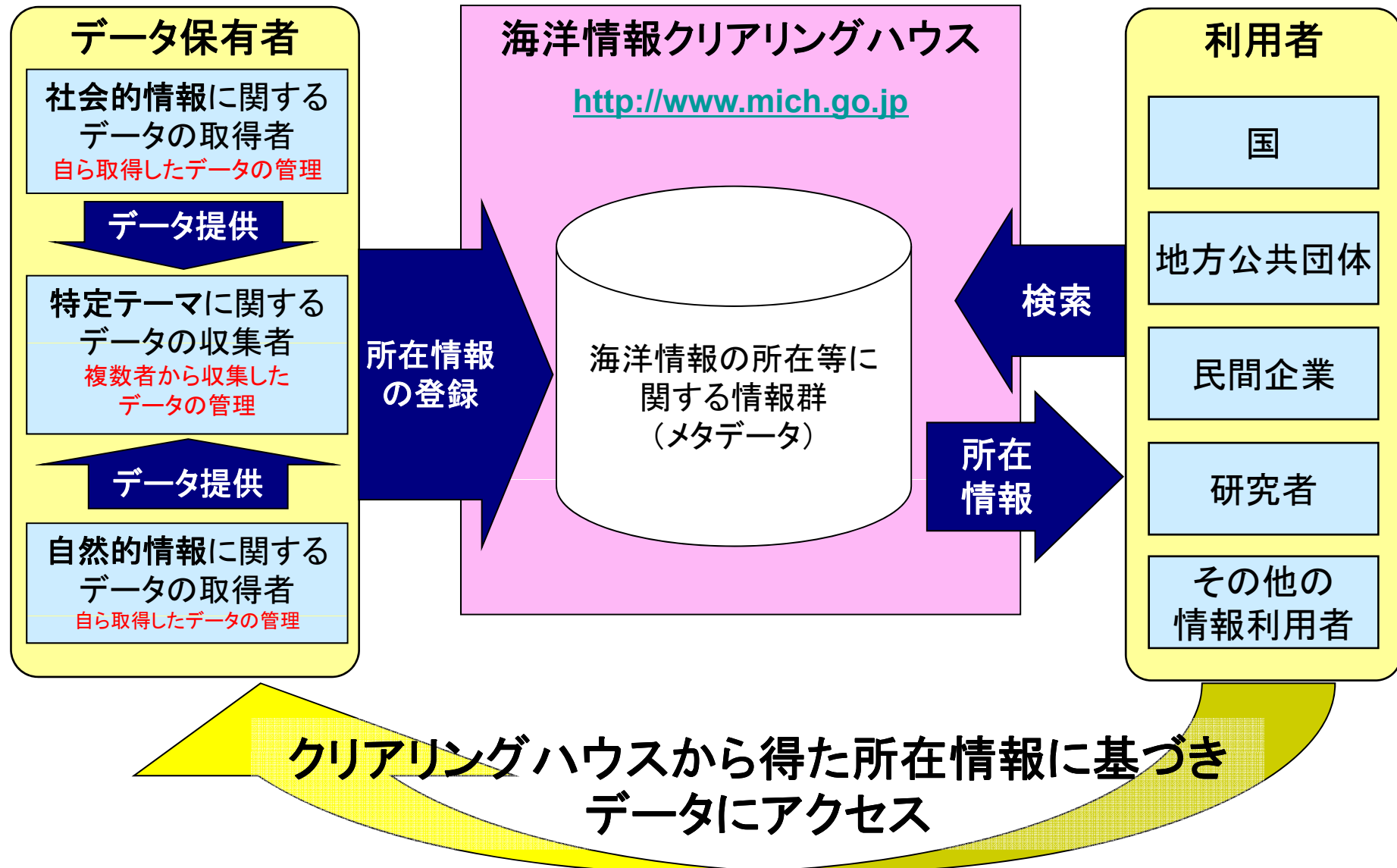
●取組方針は、以下のとおり

- (1) 内閣官房を中心とした政府全体としての推進・協力体制の検討と構築
- (2) 既存の取組やその機能を最大限活用したクリアリングハウス(ユーザーの利便性向上の観点から、様々な機関に分散しているデータの利用を容易にするための仕組み)の立ち上げ等実現可能なシステムの構築と、内閣官房を中心とした関係府省間の円滑な運用調整
- (3) 海洋産業情報、離島等に関する情報の収集に向けた方針の明確化

●上記を踏まえ、以下の取組を実施

- (1) 平成22年3月、海洋情報クリアリングハウスの運用を開始
- (2) 政府関係諸機関における海洋に関する取組につき一望することができるよう、総合海洋政策本部ホームページにおいて、ユーザーの利便性に配慮した「海洋情報のリンク集」を試行的に掲載
- (3) 海洋産業に関する状況を把握するための調査を実施
(平成12年産業連関表等を活用 海洋産業に係る国内生産額約16.5兆円、従業員数約101.5万人)

海洋情報クリアリングハウスのイメージ





左のロゴをクリックすると、新規ウィンドウにデータベースが表示されます。

MICH

はじめに

利用ガイド

背景

リンク

問い合わせ先

Update: H22.1.23

海洋情報クリアリングハウスとは

海洋情報クリアリングハウスは、海洋調査研究・海事産業の発展に資するため、国内の各機関がそれぞれ保有し提供している海洋情報やデータを容易に検索し利用できるよう、それら海洋情報の概要や入手方法などの所在情報をデータベース化し、インターネットを通じて提供するシステムです。

このシステムで取り扱う海洋情報は、水温や海流、海上気象などの自然科学系の情報のみならず海洋に関する法制度や防災情報などの社会情報なども対象としており、データベースや印刷物、ホームページなど、オンライン・オフライン問わず各媒体の海洋情報を対象にしています。

海洋情報の検索を行うには、本ホームページのタイトルをクリックしてください。別ウィンドウに検索システムが表示されます。



最近のトピックス

H22/02/24: ホームページの開設

海洋情報クリアリングハウスのホームページを3月1日開設予定。

H22/02/24: パンフレットの発行

海洋情報クリアリングハウスの一般向けパンフレットを発行しました。PDF版が「利用ガイド」のページからダウンロードできます。

H22/01/20: 新聞記事の紹介

海洋情報クリアリングハウスの取り組みが、**1月20日の日本経済新聞夕刊**に紹介されました。

海洋産業の活動状況に関する調査について

調査の目的

- 海洋産業の健全な発展を図ることは海洋基本法の基本理念の一つ
- 一方、海洋産業の産業規模、従事者等の各種指標について、国として定量的に把握していない状況
- このため、各種指標について定量的に把握するための調査を実施

調査方法

- 有識者による検討会設置
(座長：清水雅彦慶應義塾大学教授)
- 海洋産業の範囲を検討し類型化
 - ・ 海洋空間活動型
 - ・ 素材・サービス供給型
 - ・ 海洋資源活用型
- 平成12年産業連関表基本取引表等を活用して業種を特定、市場規模、従業者数等を算出

調査結果

国内生産額：約16.5兆円

従業者数：約101.5万人

粗付加価値額：約7.4兆円

対平成12年GDP比 約1.48%

主な業種	国内生産額 (億円)	従業者数 (万人)	粗付加価値額 (億円)
外洋輸送	18,661	0.7	2,176
生鮮魚介卸売業	17,339	14.3	12,136
冷凍魚介類	16,083	5.4	4,996
港湾運送	13,929	10.6	8,439
鋼船	13,695	3.7	3,865
海岸・港湾・漁港整備	13,366	4.5	6,448

今後の課題

- 新たに公表された平成17年産業連関表の活用により最新の状況を把握
- 海洋産業の経済全体に対する経済波及効果（生産誘発、雇用誘発等）の分析等

9. 海洋に関する研究開発の推進

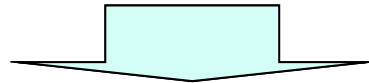
経済団体や学界等から提案される、海洋に関する府省横断的な研究プロジェクト等の構想のうち、他の施策に優先して行う必要があると認められるものについて、関係府省による対応体制を整備し、総合的に推進することにより、海洋の研究開発活動の活性化に資する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【現状と課題】

○海洋基本法の制定を契機に、経済団体や学界等から、関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている。

○こうした開発構想は、概して関連分野が多岐にわたること、初期投資が大きいこと等から容易に実現に結びつかない面がある。



【関係府省対応体制整備】

経済団体、学界等

○府省横断的なプロジェクト提案

- ・新しい海洋研究推進制度の創設
- ・海洋開発拠点の形成
- ・海洋情報ネットワークシステム
- ・再生可能エネルギー開発

等

緊密に連携

総合海洋政策本部

新しい構想の推進システムの構築

〔必要性、実現可能性、波及効果等を明確にし、費用対効果、他の施策との優先順位等を検討〕



可能なものから府省連携型施策として総合的に推進

海洋基本計画における記述

第2部7(4)ア

海洋基本法の制定を契機に、経済団体や学界等から関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている。・・(中略)・・関係府省連携の下、これらの新しい構想に係る提案等に関し、必要性、実現可能性、波及効果等を明確化し、費用対効果、他施策との優先順位等の検討を行った上で、可能なものから逐次計画的に推進する。

現在までの取組状況

- (社)海洋産業研究会等より提案されている構想の必要性、実現可能性等について調査を実施。
- 構想の推進に向け、有識者、構想の提案機関や関連企業、関係府省により構成される調査会(座長:寺島紘士 海洋政策研究財団 常務理事)を設置。上記調査の結果を踏まえ、主要な構想について更に詳細な調査を実施しており、可能なものから逐次計画的に推進する予定。

海洋の開発・利用構想の推進に関する調査

①調査の目的

海洋基本法及び海洋基本計画に示された方針に従い、海洋基本法の制定を契機に海洋関連団体から提案されている関係府省の所掌を超えた様々な研究開発プロジェクトを推進するため、その具体的な推進方策等について調査を行うこと。

②調査の対象

各種団体から提案されている様々な研究開発プロジェクトのうち、平成20年度に行った調査の結果を踏まえ、以下の4プロジェクトを重点調査プロジェクトとして調査対象とした。

- ①排他的経済水域（EEZ）をカバーする多目的海洋基地ネットワークの構築
- ②電着技術を活用した沖ノ鳥島保全・再生計画
- ③沖ノ鳥島ラピュタプロジェクト
- ④漁業協調型 Offshore Wind Farm

③調査の方法

○「海洋の開発・利用構想の推進に関する調査会」を設置し、調査を実施。

- ・座長：寺島紘士（海洋政策研究財団 常務理事）
- ・有識者、構想の提案機関や関連企業、関係府省より構成
- ・重点調査プロジェクト毎に作業部会を開催し詳細な検討

④調査の結果

- 本調査では、有識者、構想の提案機関や関連企業、関係府省が一同に会して率直かつ前向きに意見を述べ合った。
- その結果、プロジェクト毎に提案機関、関係府省等の今後の取り組みの方向、調査会や内閣官房の果たすべき役割等を取りまとめた。（例として、④漁業協調型 Offshore Wind Farmのとりまとめ内容を次ページに示す。）

海洋の開発・利用構想の推進に関する調査

調査結果の例(漁業協調型 Offshore Wind Farm)

◆ 提案内容

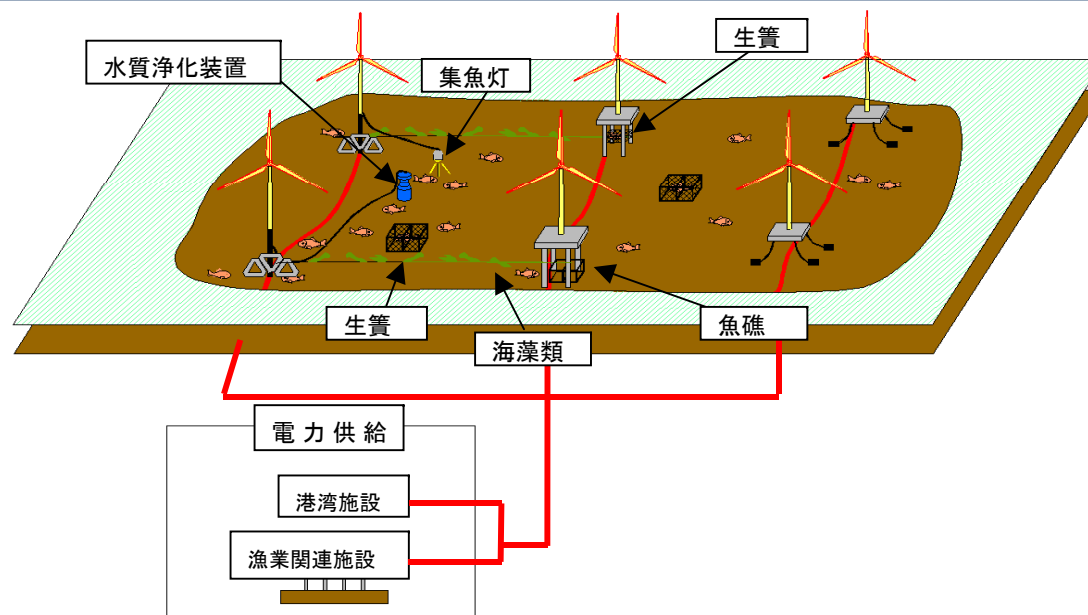
CO₂削減のための再生可能エネルギーの利用と沿岸漁業の振興という漁業者にメリットのある施策を組み合わせること等により、漁業者等の合意形成のうえで、相互にwin-winの関係を構築しようとするもの。

◆ 洋上風力発電の現状

地球温暖化防止に向け、世界的に再生可能エネルギーの導入が加速。洋上風力発電は欧州中心に実用化が進展。我が国は実用化検討を始めたところ。

◆ 調査結果のポイント

- (a) 提案機関は、関係府省、関係機関の協力を得て、漁業協調のあり方(例:風車基礎部を活用した漁礁構造物並びに多数の風車が立地された海洋空間を活用した養殖あるいは蓄養、藻場造成、沈設魚礁群の設置)等について検討する。また、漁業側からのニーズや風況、海況等の観点から見た適合海域の調査を進める。
- (b) 政府は、経済産業省や環境省による技術開発、適地海域調査、環境影響評価手法・社会受容性の調査等を着実に実施する。
また、関係府省は、これら実証事業等において行われる風況観測塔等の水面下の構造物の魚礁効果の研究について、提案機関と可能な範囲で協力を行う。
- (c) 今後、洋上風力発電施設の設置に向けた風力発電設置者、漁業関係団体等の海洋産業関係者による協議の場が設置され、地域の再生・振興(過疎地振興や離島振興)という視点を入れることによって設置の促進が期待できる場合には、関係府省、自治体等に対しても参加を呼びかける。



漁業協調型 Offshore Wind Farmのイメージ

(出典:社団法人海洋産業研究会、平成16年度八戸地域洋上風力発電導入可能性調査報告書)

10. 沿岸域の総合的な管理

総合的な土砂管理の取組の推進等の海域・陸域一体となった施策、海面利用のルールづくり、沿岸域における関係者の連携体制の構築等を推進するとともに、地域の実情も踏まえた沿岸域管理のあり方を明確化し、施策を推進する。
(農林水産省、国土交通省、環境省 等)

沿岸域を取り巻く状況

1. ダムの整備、河道での砂利採取、沿岸構造物等の整備
2. 人口の集積等による生活排水等の発生
3. 陸域での諸活動によるゴミの発生
4. 臨海工業地帯の形成等に伴う海域の埋め立て
5. 漁業、海洋レジャー等海域利用ニーズの増大 等

沿岸域で生じている課題

1. 陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食の進行
(年間160ha(1978～1992の平均)の消失)
2. 生活排水等による閉鎖性海域等の汚濁の進行
3. 河川を通じて流入するゴミが漂流・漂着ゴミ問題の一因
4. 自然海岸、藻場、干潟、サンゴ礁等の減少 等
5. 海域における利用の輻輳、様々な利用形態間でのトラブルの発生

沿岸域の総合的な管理に向けて

- 陸域と海域を総合的・一体的に管理
 - ※総合的な土砂管理の取組の推進
 - ※栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進
 - ※陸域・海域一体となったゴミ投棄抑制の取組
 - ※自然に優しく利用しやすい海岸づくり 等
- 海面利用のルールづくりの推進等適正な利用関係の構築
- 地方公共団体を主体とする関係機関の情報共有・連携体制づくり

地域の実情を踏まえた沿岸域管理のあり方の明確化、施策の推進

海洋基本計画における記述

第2部9(3)

様々な課題の解決のための取組に加え、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について、地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、管理の内容を明確にした上で合意の形成を図り、適切な措置を講じる。

現在までの取組状況

- 地域における沿岸域管理の現状を把握するため、都道府県等に対し、条例、計画、区域設定の実情に関するアンケートを実施し、公表
- 個々の沿岸域における問題・課題・対応状況等に関するアンケートを実施。結果等を基に、優良事例集の作成予定
- 一方で、様々な課題が存在する沿岸域の特性に応じた管理のあり方の検討に資するため、有識者の意見聴取・意見交換等を実施中
- 併せて、これらにより得られた情報を基に、地方公共団体等による自主的取組を支援するとともに、今後、必要に応じ、問題解決に向けた更なる対応を検討する予定

1 1. 海洋管理のための離島の保全・管理

平成21年12月に策定した「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、喫緊の課題の法制化等、着実に施策を推進していく。
(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

離島は、国土(約38万km²)の約12倍に及ぶ排他的経済水域等(約447万km²)の根拠となっており、排他的経済水域等の保全・利用のため、離島の保全・管理は重要。

離島の保全・管理に関する施策

海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる 離島の安定的な保全・管理

- ① 状況把握・データ収集及び一元管理
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化
- ③ 低潮線を変更させるような行為の規制等の推進
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承

海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理

- ① 海洋資源の開発及び利用の支援
- ② 遠隔に位置する離島における活動拠点の整備
- ③ 海洋の安全の確保

海洋の豊かな自然環境の形成の基盤となる離島及び周辺海域の保全・管理

- ① 状況把握・データ収集
- ② 海洋保護区の設定等による保全・管理の推進
- ③ 離島における自然環境保全の取組推進

喫緊の課題について法制化

- ① 排他的経済水域及び大陸棚の限界を画する基礎となる低潮線の保全
- ② 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備

海洋基本計画における記述

第2部10(1)エ

離島は、上記の通り、重要な役割を担っているため、無人島を含む離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、適切な管理の体制、方策、取組のスケジュール等を定めた「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(仮称)」を策定する。

現在までの取組状況

- 平成21年12月1日、総合海洋政策本部において、①海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理、②海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理等のための具体的な施策を内容とする「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を決定
- 平成22年2月9日、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案」を閣議決定、国会に提出

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の概要

1. 基本方針の目的・意義

国土面積(約38万km²)の約12倍に及ぶ排他的経済水域等面積(約447万km²)の管轄海域の適切な管理のため、離島の保全及び管理を的確に行う。

2. 離島の役割

- 1) 離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠
- 2) 広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点
- 3) 海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承

(例)南鳥島の役割

- 国土面積の1.13倍の約43万km²を確保
- 周辺に海底資源が有望

3. 離島の保全・管理に関する施策

1) 海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理

- ① 状況把握・データ収集及び一元管理
→ 最新技術による調査、土地・海域利用状況の把握
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化
→ 人工衛星による画像撮影、巡視船等による監視
- ③ 低潮線を変更させるような行為の規制等の推進
→ 無主不動産の国有財産化、損壊行為の規制
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

4) 人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承

2) 海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理

- ① 海洋資源の開発及び利用の支援
→ 海洋エネルギー・鉱物資源開発の推進
- ② 遠隔に位置する離島における活動拠点の整備
→ 港湾等による諸活動・物資輸送の効率化
- ③ 海洋の安全の確保
→ 不審船・海上犯罪の取締り、海難救助体制の充実

3) 海洋の豊かな自然環境の形成の基盤となる離島及び周辺海域の保全・管理

- ① 状況把握・データ収集
- ② 海洋保護区の設定等による保全・管理の推進
- ③ 離島における自然環境保全の取組推進

4. 離島の保全・管理に関する施策の推進体制等

5. 国民等に対する普及啓発

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案の概要

<基本計画>

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

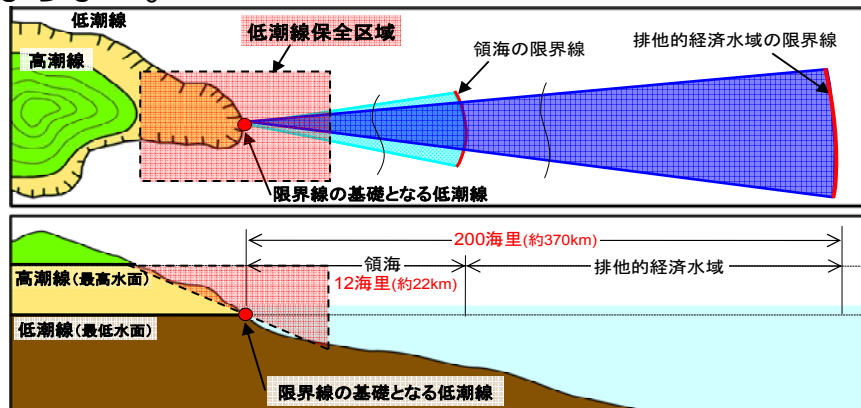
<低潮線保全区域>

★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



※長崎県男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km²(東京ドーム約1,700個分)の排他的経済水域面積が減少

<特定離島における拠点施設の整備>

★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。



イメージ(南島)

ご静聴ありがとうございました。